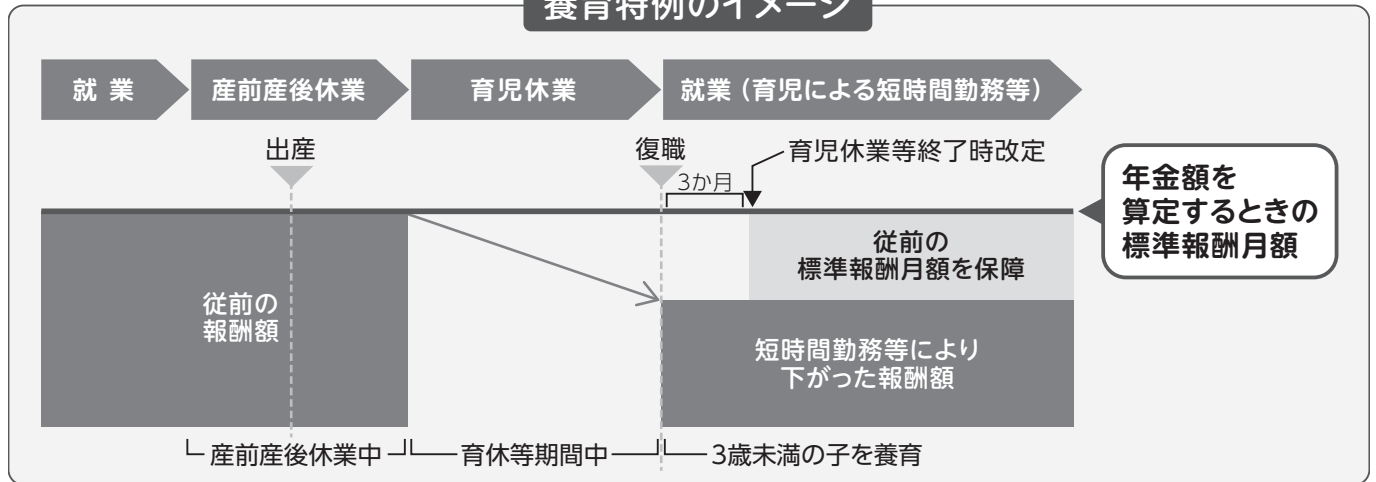


年金制度
Q&A

養育特例について教えてください

3歳未満の子を養育している間に組合員の標準報酬月額が、育児短時間勤務等により養育期間前の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回った場合には、共済組合に申し出をすることにより、年金額が養育期間前の高い標準報酬月額で計算されます。これにより、組合員が3歳未満の子を養育している期間にかかる年金額の減少を避けることができ、養育期間中の報酬の低下が将来の年金額に影響しないようにするための措置です。

養育特例のイメージ



■ 養育特例の対象となる方

- 3歳未満の子と同居し、養育している組合員
- ※育児休業等を取得した方に限られません。
- ※2年間は遡及して適用することができます。



■ 養育特例を受けることができる期間

3歳に満たない子を養育することとなった日の属する月から、下記のいずれかに該当した日の翌日の属する月の前月までの期間

- 1 養育している子が3歳に達したとき
- 2 組合員が死亡したとき、または退職したとき
- 3 他の3歳に満たない子(養育特例を受けることとなる子)を養育することとなったとき
- 4 子が死亡したとき、または子を養育しないこととなったとき
- 5 育児休業等を開始したとき
- 6 産前産後休業を開始したとき

■ 申出の方法

養育特例の適用を申請する場合には、「養育期間標準報酬月額特例申出書」に次の書類を添付して共済組合に提出します。

- 子の生年月日およびその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる戸籍記載事項証明書または戸籍謄(抄)本
- 世帯全員の住民票



なお、この特例は、厚生年金保険給付と退職等年金給付だけに適用するため、傷病手当金などの短期給付の算定の基礎となる標準報酬月額には適用されません。

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307